

## 令和3年度第4回定例農業委員会 議事録

### 1. 開催日時

令和3年7月9日(金) 開会 9:30～

### 2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

### 3. 出欠の状況

#### (1) 出席委員 10名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄	木原 緑
山田 和夫	辻 政幸	花田 和幸	
大村 武彦	田中 誠二	門司 雅門	

#### (2) 欠席委員 2名

村田 和久 石川 久男

### 4. 委員会に附した議案

議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 10号 農地法第3条第2項第5号の下限面積について

議案第 11号 農地法第52条の規定に基づく農地賃借料情報について

### 5. 事務局出席者

秋武 重成 平田 一彦 中井 優介

議長 ただ今より第4回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、5番の廣渡委員、6番の山田委員  
よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第9号 農地法  
第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページ目をご覧ください。議案第9号、農地法第5条の規定による許可  
申請について。農地法第5条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理  
要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求め。令和3年7  
月9日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。  
今回1件の申請が出されております。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆で  
す。場所が東山田一丁目182-2、地目が畑、面積が348㎡、区分が第一種中高層住居専用  
地域、転用目的は自己用住宅の建築です。位置図を2ページに載せています。場所は、JA北  
九やすらぎ会館のそばで、住宅地の中に一筆農地が残っている状態です。3～5ページに現  
地写真を載せていまして、現在は畑として利用されています。6ページに配置図を載せてお  
りまして、2階建て住宅が建築予定です。青が上水、赤が下水、緑が雨水の流れを示したも  
のとなります。上水と下水は正面道路に接続し、雨水については隣接する側溝へ流す計画で  
す。  
それでは別紙でお配りしておりますチェック表をご覧ください。まず1. 立地基準の農地区  
分については、用途地域内の農地のため第3種農地に該当します。2. 一般基準の1 転用行  
為を行うのに必要な資力及び信用の有無、こちらは提出された資金計画書及び融資証明書  
から特に問題はないため○としております。2 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同  
意の有無、こちらについても登記簿を確認したうえで譲渡人の土地であることを確認して  
おりますので問題なしとしております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込み、  
こちらについては許可後すぐに着工することが確認できておりますので○としております。  
6 転用計画面積の妥当性については、事業計画書を確認したうえで土地全体を有効活用す  
ることが確認できておりますので○としております。8 周辺の農地等に係る営農条件への  
支障の有無に関しては、被害防除計画と水利承諾書から問題ないことを確認していまして、  
周囲に農地もないことから○としています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第7号の1について、当該委員さん、何かご意見ございましたら。

田中委員 特に問題ありません。

議長 他の委員さん、何かご質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただけ  
る方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。以上をもちまして、議案第9号は承認

とさせていただきます。それでは続きまして議案第 10 号の農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下  
限面積について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案の 10 ページをご覧ください。議案第 10 号、農地法第 3 条第 2 項第 5  
号の下限面積について、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について、以下の  
とおり提案するものです。

下限面積については法定の 50 アールとし、別段の面積は設定しません。理由としては、担  
い手への農地の集積を推進し、農業経営を効率的かつ安定的に継続して行う必要があるた  
め、としております。下限面積を減らしてしまいますと集約化も難しくなっていくますの  
で、引き続き 50 アールを維持していければと思います。説明については以上です。

議長 はい。それでは議案第 10 号について、何かご質問・ご意見等ございましたら。

廣渡委員 この下限面積は相続や贈与の時にも適用されるのか。

事務局 贈与の場合は適用されますが、相続の場合は適用されません。

議長 他の委員さん、何かご質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただ  
ける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。以上をもちまして、議案第 10 号は承  
認とさせていただきます。それでは続きまして議案第 11 号の農地法第 52 条の規定に基づ  
く農地の賃借料情報について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案の 11 ページをご覧ください。議案第 11 号、農地法第 52 条の規定に基  
づく農地の賃借料情報について。農地法第 52 条の規定に基づき、令和 2 年度中に賃貸借契  
約が締結された農地の賃借料を公表したいため、次のとおり提案するものです。

1、賃借料を現金で締結している分。圃場整備済み地域については 20 筆のデータから平均  
額が 9,000 円、ほ場未整備地域については 31 筆のデータから平均額を 8,000 円としていま  
す。圃場整備済みと未整備ともに、昨年と同額の平均額となっています。

2、賃借料を物納で締結している分。圃場整備済み地域については、6 筆のデータから平均  
値が 41kg。圃場未整備地域については、11 筆のデータから平均値が 26kg となっております。  
昨年はほ場整備済み地域が 51kg、ほ場未整備地域は 45kg となっております。回覧文書  
の案を 12 ページに載せておりますが、一部修正を加えます。2 の賃借料を物納で締結して  
いる分について、物納のあとに「(食料用米・玄米)」という言葉を追加したうえで、今月末  
の農組長会議で回覧をお願いする予定となっております。説明については以上です。

議長 はい。それでは議案第 11 号について、何かご質問・ご意見等ございましたら。

山田委員 採用されている土地の数が少ないがなぜか。

事務局 賃貸借契約のみを抽出しており、使用貸借契約はデータ数に含んでいません。

山田委員 高倉地区での賃貸借契約でも、この資料をもとにして賃借料が決まってしまう。高倉の農地は狭い土地が多いため、この額で契約すると割に合わない。次年度の回覧資料には、使用貸借の土地数も掲載してほしい。

事務局 検討させていただきます。

議長 これは田だけの平均なのか。

事務局 田だけです。

議長 他の委員さん、何かご質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。以上をもちまして、議案第 11 号は承認とさせていただきます。それではその他に入ります。

#### 【その他の事項】

その他

##### 1. 次回の日程について

日 時 8月11日(水) 推進会議終了後  
場 所 岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第4回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人

---

---